

# 由布市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、公共建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、由布市が整備する公共建築物における地域材の利用の目標、公共建築物等の整備の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。なお、本基本方針における地域材とは、大分県内の森林から産出された原木を製材した木材、もしくは県内の加工業者等から供給された国産材とする。

## 第1 公共建築物等における地域材の利用の促進の意義と効果

公共建築物等において、市が率先して地域材の利用を促進し、木材の利用を拡大することは、林業の再生を通じて森林の適正な整備・保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮による水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化防止、林産物の供給などに貢献することになる。

また、公共建築物は、多くの市民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化（注）を図ることにより、市民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を幅広く提供することが可能となる。

このようなことから、公共建築物等に重点を置いて地域材の利用の促進を図ることにより、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における地域材の利用の促進、さらには建築物以外の公共土木工事の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての地域材の利用の拡大といった波及効果も期待できる。

（注）この基本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上重要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

## 第2 公共建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

### 1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物とする。

ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物とする。

○市又は市以外の者が整備する公共建築物

広く市民の利用に供される教育施設（幼稚園、小中学校、体育館など）、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設）、保健衛生施設（病院、診療所など）、運動施設（体育館など）、社会教育施設（図書館、公民館等）、その他の施設（行政施設、市営住宅等）

○市産材の利用

公共建築物の建築材料は、市産材の供給が困難などの特別な事情がある場合を除き、基本的に市産材を優先して利用するよう努めることとする。

## 2 建築物以外の地域材の利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とした物の利用を促進するほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等の導入について、燃料となる木質バイオマスの安定的な供給確保や適切な維持管理の必要性等を考慮しながら、その促進を図るものとする。

また、公共土木工事における資材についても地域材利用を促進する。

## 第3 由布市が整備する公共建築物等における地域材の利用の目標

第2の1の木材利用を促進すべき公共建築物のうち低層（高さ13m以下かつ軒高9m以下で延面積3,000㎡以下の建築物）の公共建築物について、新築・増築又は改築を行う場合は、原則としてすべて木造化を図るものとする。ただし、災害時の活動拠点施設室等を有する施設や建築物に求められる機能等の観点から、木造化が困難であると判断されたものについては、木造化を促進する対象としないものとする。

また、第2の1の公共建築物のうち、木造化が困難なものについては、廊下、会議室、食堂、事務室等を重点的に内装等の木質化を推進するものとする。

## 第4 公共建築物等における地域材の適切な供給の確保に関する事項

公共建築物等における地域材の適切な供給の確保を図るため、市や関係者（森林所有者、森林組合、林業従事者、製材業者等）が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業労働生産性の向上に努めるとともに、ニーズに応じた地域材の適切な供給のための木材製造の高度化及び流通の合理化、合法性等が証明された地域材の供給の整備等に取り組むものとする。

## 第5 その他公共建築物等における地域材の利用の促進に関する事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している地域材を使用する等の設計上の工夫などにより、建設コスト等の適正な管理を図ることが必要である。また、公共建築物等の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

附則 この方針は、平成24年 3月 12日から適用する。

別表1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く由布市民の利用に供される社会教育・体育施設(図書館、体育館、公民館など)、保健・衛生施設 社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など) 健康増進施設(健康温泉館)、教育施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校など) 行政施設(庁舎など)、住宅施設(公営住宅など)、その他の施設(公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)
市町村以外の者が整備する公共の用又は公用に供する建築物	広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館)、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)

別表2 内装等の木質化を重点的に推進する施設

	特に木質化を重点的に推進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設(図書館、体育館、水泳場、公民館など)	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等
保健・衛生施設(病院、診療所、保健所健康温泉館など)		待合室、食堂等
社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育施設(幼稚園、小学校、中学校、高等学校など)		教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等
行政施設(庁舎、警察署、交番など)		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設(公営住宅など)		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)		上記に準じた箇所

別表3 各部局における取組内容

部 局 名	具 体 的 取 組 内 容
福祉保健部	児童福祉施設、高齢者施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
商工観光環境部	観光施設、自然公園内施設等の地域材の利用促進, 所管の施設の新築、改修、修繕工事において、木造化、内装木質化、木製品導入の推進
教育委員会	県立学校校舎・体育施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
	市町村立学校の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
産業建設部	県営施設の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
	道路、河川、砂防、治山、林道等の土木工事への地域材の利用促進
	市町村営住宅整備等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
	農林水産補助事業施設等の木造化、内装木質化、木製品導入の推進
各部局共通事項	木質バイオマスを燃料とする施設、木製事務机などの導入の推進